



携帯ゲーム機、タブレット、スマホ、ケータイ等使用

ルール共同宣言！

① 必要のない限り、持たせません！

スマートフォン(以下、スマホ)やケータイ(携帯電話)など、子どもにとって本当に必要なかを考えましょう。「友だちがみんな持っているから」と安易に買い与えるのは危険です。

タブレット、携帯ゲーム機などもWi-Fi接続を通してインターネットに繋がります。子どもを守るために親が取扱説明書を熟読し、責任を持ってフィルタリング等の安全対策を徹底するようにしましょう。

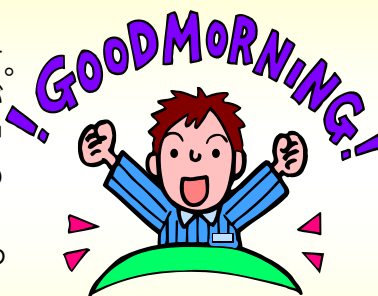


☆ 常時連絡を取らなければいけないなど、どうしても携帯電話等が必要であれば、安全の面からも機能が限定されている子ども用携帯(GPS機能付)があります。

② 「使用する時間は夜9時まで」を徹底させます！

携帯ゲーム機やスマホ等の小さい画面を長時間直視することは、眼精疲労、ドライアイ、視力低下などを引き起こしやすくなります。また、睡眠の直前まで見ることで脳の興奮状態が続き、睡眠時間が短くなったり、眠りが浅くなったりします。すると寝不足で生活習慣が乱れ、成長ホルモンの分泌にも影響が出るため、体調を崩しやすくなります。

各家庭で「使用時間は夜9時まで」を中心に、子どもと話し合ってルールを決め、それをきちんと守ることの徹底が大切です。



☆ 新宮町内の中学校では、「**ゲーム機・スマホは 10時まで！ 友だちのうわさしない！ ～健康と友情を守ろう！～**」宣言を生徒会が中心となっています。

③ 個人が特定できる情報を絶対に公開させません！

遊び感覚でツイッターやYouTube等のSNS^{*}に動画等を公開してしまう子どもたちがいます。「名前を出していないので大丈夫！」と思っていても、背景(電柱の町名等)から場所が、持ち物の記名から学校と氏名が特定できるため、世界中から不審者を呼び寄せることに繋がり非常に危険です。また「グループ内だけだから大丈夫！」と思っていても、その中の一人が他のグループで公開してしまうと、気付かぬ間にたちまち世界中に広がってしまいます。そして一度広がってしまった情報は絶対に消えることはありません。他人への誹謗中傷や無責任なうわさ話も同様です。

※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のサービスの総称



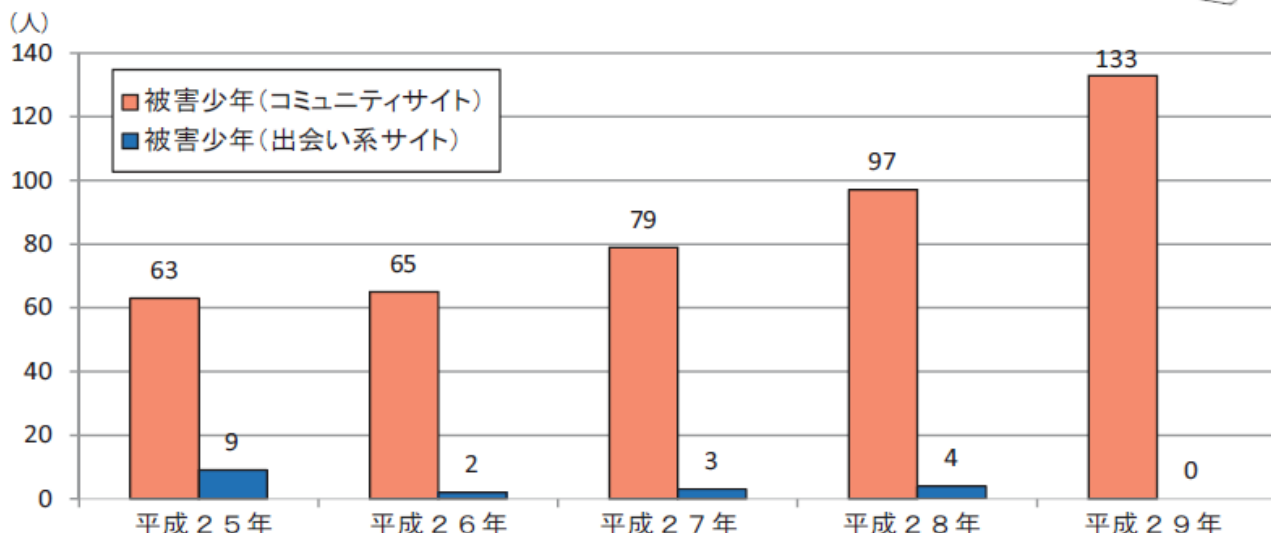
☆ 我が子だけでなく、我が子の友だちや偶然写り込んだ人々へも同様の配慮が必要です。(子どもであっても肖像権が存在します。)

Column

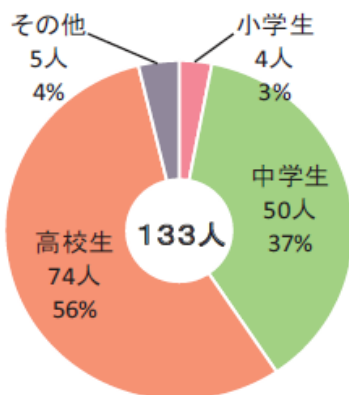
インターネットの問題

(SNS・出会い系・無料ゲームなど)

近年、スマートフォン等の普及に伴い、コミュニティサイト等に起因した少年の犯罪被害が増加しています。(※平成29年中の数値は暫定値です)



被害少年の学職別 (平成29年暫定値)



Check!

○中学生・高校生で約9割を占める。

★ 福岡県内でも発生しています！

◎ 犯人は、スマートフォンのアプリで知り合った女子中学生を言葉巧みに誘引し、裸の写真を撮影させたうえ、メールで送らせた。

◎ 犯人は、スマートフォンのアプリで知り合った女子高校生と会い、ホテルで現金を渡して買春した。

さらに、犯人は、女子高校生との性交状況を撮影し、その動画を女子高校生に無断でインターネット上に掲載して販売した。



～子どもを有害情報から守るために～

チェック1

「**フィルタリング(注)**」を必ず付けましょう！

お子さん(18歳未満)が携帯電話を使用する場合には、契約時にその旨を申し出るとともに(法律上の義務)フィルタリングを必ず利用しましょう。

チェック2

お子さんの年齢・用途に応じた安全なフィルタリングを利用しましょう！

フィルタリングを全て削除するのではなく、使いたいアプリだけを選んで許可することもできます。

チェック3

お子さんと携帯電話の利用ルールを決めましょう！

- ・利用目的、使い方を決める
- ・携帯利用は学校の規則を守る
- ・迷惑メールは何もせず無視するなど

(注) インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスのこと。

福岡県警察発行「少年のみちびき～平成29年中の少年非行実態」から

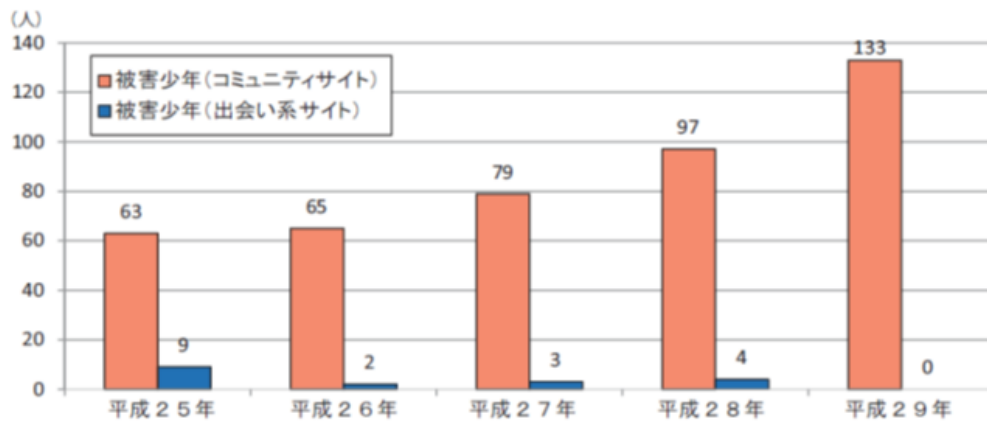
新宮町立小・中学校 P T A 連合会

新宮町の子どもたちをインターネットの危険から守るために！

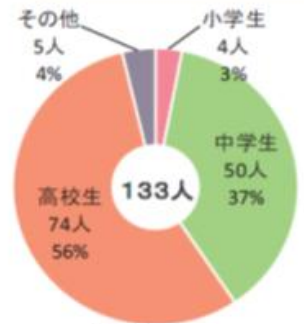
福岡県警察発行

「少年のみちびき～平成29年中の少年非行実態」から

近年、スマートフォン等の普及に伴い、コミュニティサイト等に起因した少年の犯罪被害が増加しています。(※平成29年中の数値は暫定値です)



被害少年の学職別
(平成29年暫定値)



～子どもを有害情報から守るために～

チェック1

「**フィルタリング**」を必ず
付けましょう！

お子さん(18歳未満)が携帯電話を使用する場合には、契約時にその旨を申し出るとともに(法律上の義務)フィルタリングを必ず利用しましょう。

チェック2

お子さんの年齢・用途に応じた安全なフィルタリングを利用しましょう！

フィルタリングを全て削除するのではなく、使いたいアプリだけを選んで許可することもできます。

チェック3

お子さんと携帯電話の利用ルールを決めましょう！

- ・利用目的、使い方を決める
- ・携帯利用は学校の規則を守る
- ・迷惑メールは何もせず無視するなど

Check!

○中学生・高校生で約9割を占める。



(注) インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスのこと。

福岡県青少年健全育成条例が改正されました (平成30年3月30日から施行)

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、青少年が使用するスマートフォンを購入する場合(契約変更等を含む。)は、販売窓口で携帯電話事業者・販売代理店がスマートフォンにフィルタリングソフトウェアを設定(「**フィルタリング有効化措置**」)するようになりました。

※ これまでは携帯電話事業者に対し、携帯電話回線の中で有害情報の閲覧を制限するサービス(「フィルタリングサービス」)を提供する義務のみが課せられていました。

(例:iモードフィルタ(ドコモ)、安心アクセスサービス(au)、ウェブ安心サービス(ソフトバンク))

- 「福岡県青少年健全育成条例」により、お子様の携帯電話端末(スマートフォン等)を購入する時(契約変更等を含む。)にフィルタリングサービスを利用しない又は**フィルタリング有効化措置**を講じることを希望しない場合は、携帯電話事業者・販売代理店に正当な理由を記載した書面を提出しなければなりません。

〈フィルタリングとは〉

インターネット上にある数多くあるホームページ(サイト)の中から、暴力、ポルノ、出会い系など、青少年に有害な情報の閲覧を制限する機能

〈正当な理由とは〉

- 青少年が就労しており、フィルタリングにより業務に著しい支障が生じる
- 青少年が心身の障がいや疾病のため、フィルタリングにより日常生活に著しい支障が生じる
- 保護者が青少年の携帯電話の利用状況を適切に把握し、有害情報を閲覧しないようにする



児童ポルノ 児童買春 ...



ネット犯罪

～ ネット犯罪の被害から子どもたちを守るために～



1

必ずフィルタリングを設定しましょう!!

SNS等で犯罪被害に遭った児童の90%以上は
フィルタリングを利用していませんでした。



- 1 携帯電話回線による接続
- 2 無線 LAN 回線による接続
- 3 アプリによる接続



●お子さんが安全にインターネットを利用できるようにするためには...
スマートフォンの場合は、①、②、③の3つのフィルタリングが必要です。

➡ お子さんを使用するスマートフォンを購入する場合(契約変更等を含む。)は、販売窓口で販売代理店等がスマートフォンにフィルタリングソフトウェアを設定(「フィルタリング有効化措置※」)するようになります。【青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律】

※ 有効化措置を講じることを希望しない場合は、販売代理店等に正当な理由を記載した書面を提出しなければなりません。【福岡県青少年健全育成条例】

具体的な設定方法等は携帯電話販売店に確認してください。

2

何でも聞ける親子のコミュニケーション作りが大切です!



日頃使っているアプリは何?
誰とどのようなやりとりをしているの?

困ったときにすぐに相談できる関係を!

インターネットは、スマホ・PCのほか、ゲーム機・音楽プレーヤーからも接続できます。

福岡県警察ネット犯罪被害防止動画



SNSの落とし穴

Check!



大切なあなたへ



福岡県警察・(公社)福岡県少年警察ボランティア協会

保護者やお子様が困ったときの相談窓口

☎ #9110

最寄りの警察署または警察相談専用電話

#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。(受付時間:夜間及び土日・祝日は、24時間受付体制の一部の県警を除き当直又は音声案内のいずれかで対応)

☎ 188

消費者庁 消費者ホットライン

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

☎ 0120-0-78310

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)

インターネット上のいじめ問題などの相談窓口です。(受付時間:24時間)

☎ 違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に関する相談をWebフォームで受け付ける窓口です。
<http://www.ihaho.jp/>



お子様も安心して相談できる相談窓口

☎ 0120-99-7777

チャイルドライン

(NPO法人チャイルドライン支援センター)

18歳までの子供専用の相談窓口です。電話、インターネットで相談を受け付けています。<http://www.childline.or.jp>
(受付時間:毎週月曜日～土曜日/16時～21時)

☎ 0120-007-110

子どもの人権110番(法務局・地方方法務局)

インターネット上の嫌がらせなどの子供の悩みごとに
関する相談窓口です。全国共通・通話料無料。
(受付時間:平日8時30分～17時15分)

☎ 子どもの人権SOS-eメール

電話では相談しづらいことなら、
メールでも相談を受け付けています。
<http://www.jinken.go.jp/>



保護者向け普及啓発リーフレット
「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」(内閣府)